

広島市水道局規程第6号

令和8年3月31日

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程

広島市水道局職務権限規程（昭和46年広島市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表3の部中

3 1	文書分類及び保存年限の決定	○						
3 2	保管文書及び保存文書の管理	○						
3 3	保存文書の処分	○						
3 4	保管文書の引継ぎ	○						を
3 5	収受文書の処理方針及び処理期限の決定	○						
3 1	文書分類及び保存期間の決定	○						

3 2	保存文書の整理及び保存	○				
3 3	保存文書の廃棄の決定及び処分		○			
3 4	収受文書の処理方針及び処理期限の決定		○			

に改める。

別表の 1 の表 4 の部中

2	減免、納期限の延長、徴収猶予、徴収停止及び還付の決定					
(1)	法令、条例、規程、要綱等に明定されていないもの		○	局次長		を
				財務課長		
(2)	法令、条例、規程、要綱等に明定されているもの	○		財務課長		

2	権利の放棄（減免を含む。）、納期限の延長、徴収猶予、徴収停止及び還付の決定					
(1)	広島市債権管理条例により権利を放棄するもの		○	局次長	統括課長は広島市水道局債権管理規程第 3 条第 2 項に規定する課長とする。	
				財務課長		
				統括課長		

(2) 法令、条例、規程、要綱等に明定 されていないもの		○	局次長	
(3) 法令、条例（広島市債権管理条例 を除く。）、規程、要綱等に明定され ているもの		○	財務課長	

に改める。

別表の2の表企画総務課の部14の款中

5 保存文書の引継ぎ、閲覧の承認及 び管理		○			
6 保存文書の廃棄の決定及び処分		○			
7 文書事務に関する取扱要領の決定		○			
8 文書の郵送		○			

を

5 文書事務に関する取扱要領の決定		○			
6 文書の郵送		○			

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。